

国立大学法人東京農工大学職務発明規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職務発明規程を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職務発明規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第41号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 省略</p> <p>二 省略</p> <p>三</p> <p>イ~ハ 省略</p> <p>ニ イ、ロ、又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p> <p>四~六 省略</p> <p>第3条~第19条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一 省略(現行どおり)</p> <p>二 省略(現行どおり)</p> <p>三 省略(現行どおり)</p> <p>イ~ハ 省略(現行どおり)</p> <p>ニ イ、ロ、又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、発明者が所属する国立大学法人東京農工大学組織運営規則第2条第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長が特に指定するノウハウ等の権利</p> <p>四~六 省略</p> <p>第3条~第19条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則(20規程第40号)

この規程は、平成20年7月7日から施行し、平成20年4月1日から適用する。